

Title	福沢諭吉と国会開設運動
Sub Title	Yukichi Fukuzawa and the movement for opening of parliament
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.6 (1986. 2) ,p.668(20)- 684(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19860201-0020
Abstract	
Notes	中鉢正美教授退任記念特集号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19860201-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉と国会開設運動

飯 田 鼎

- (1) 『民情一新』における福沢の文明観
- (2) 政治の変遷と『時勢論』
- (3) 理想としてのイギリス立憲君主制

(1)

明治5年に発刊されはじめた『学問のすゝめ』および明治8年の『文明論之概略』は、西欧民主主義思想の紹介者、啓蒙思想家福沢諭吉の出発点であるとすれば、明治15年、いわゆる自由民権運動の激化の前後に書かれた一連の論説は、西欧思想のわが国土壌への移植という点できわめて重要な意味をもつ。そしてさらに、明治22年、帝国憲法発布前後の時期にまとめられた著作は、以上の二つの時期を通じて絶えず深められつつあった西欧民主主義思想に依拠して、成立しつつあった日本の帝国憲法体制を批判したものであった。いまやその思想形成の第一段階において、西欧民主主義の解説および研鑽の書として古典的地位を確立した先述の二著のなかに現われた福沢の思想は、その後、第二期に至って『分権論』、『通俗民権論』、『通俗国権論』、『民情一新』、『国会論』および『時事小言』として、これらを敷衍する形で、現実におこらんとする自由民権運動を把えてこれを批判し、民権運動の側からのはげしい批判を浴びたことはよく知られている。そして福沢の批判の焦点は、自由民権運動の場合も明治憲法体制批判の場合にも、国会の問題に絞られていることに注目しなければならない。

福沢が、西ヨーロッパに発展した民主主義思想の制度的表現としての国会について、はじめて体系的にしかも詳細に論述したのは、彼自身が『自伝』で述懐しているように、明治12年8月、藤田茂吉、箕浦勝人述として、実は福沢の著作『国会論』であり、この著書は、しばしば自由民権運動の発端を形づくったといわれる。⁽¹⁾だが福沢の国会論すなわち議会主義にかんする論述は、この著にはじまるものではなく、『民情一新』のなかにしばしば見出すことができる。この著作は、従来『文明論之概略』の盛名に覆われて注目されることは少ないけれども、福沢の社会政治思想を窺う上で

注(1) この点についての叙述は、『福沢諭吉全集』第七巻、247～248頁を参照。

福沢諭吉と国会開設運動

きわめて興味深いものがあり、示唆に富む⁽²⁾。それはまず文明における保守と革新との関係を論じ、それぞれの歴史的相対性についてつぎのように力説する。

保守の弊害極めて大なりと雖ども、又一方より論ずれば進取の進て止るを知らざるものも亦甚だ恐る可し。都て世事の弊害を矯るは斜に傾きたる柱を槌以て打直すが如く、一槌まだ正を得ず、次で二槌を試み、二槌三槌正を過ぎて又反対に斜に傾き、其過ぎたるを直さんとして一方より槌すれば、旧の斜傾に復して初より槌せざるに若かず。……開闢以来人類の智と情とに於ては鉛線螺旋の如き顕敏なる働を以て其弊害を矯めたる者あるを聞かず。之を矯めんとすれば矯るに過ぎて直を失ひ、其過ぎたるを止めんとすれば即ち旧の曲に復し、一矯又一矯、恰も鉄槌以て斜柱の根を敲くに異ならず。況や其正斜を照らす可き鉛線もなきに於てをや。⁽³⁾

福沢は、近代化＝西欧化が、ヨーロッパ礼讃に走る余り、日本の伝統的文化を捨て、ヨーロッパ文化を無批判に摂取することを深く憂慮し、慎重にも、「凡そ日本在来のものは、無形の制度風俗も有形の器品物件も一切これを棄て、顧るなきの情なりしが、近来に至ては其これを棄るに過ぎたるを悟り、漸く旧に復するの景況あるが如し⁽⁴⁾」として、いわゆる進取の精神が、日本の社会を根底から震撼するのを指摘したのである。そしてこの進取の精神の最たるものこそ当時の世に行われた民権論であった。

福沢は、明治初年の日本を、文明国＝西欧諸国という発想の下で、『文明論之概略』のなかで、「半開の国」と名づけたことは知られている。しかしこの「文明・半開・野蛮」という東西両文明隔絶の図式化も、悠久な人類文明発展の段階において顧るとき、きわめて相対的なものとして福沢は理解していることが、つぎの一節から窺い知られる。

譬へば之を政治上に論じ、千万歳に期す可らざる想像社会なるものを設けて考れば、先づ人間世界に国を分つことも無用なり、政府を立ることも無益なり、国なし又政府なし、何ぞ国君を須ひん、何ぞ官吏を須ひん、況や爵位等級をや、唯是れ小児の戯のみ。斯の如く論じ去れば今の人間万事は悉皆無益の徒勞にして、進取の主義も此想像社会を目的として進むときは、殆

注(2) 『全集』第五巻の「後記」に、編者富田正文氏は、この「民情一新」の福沢の著作における意義についてふれている。これによれば、「民情一新」は、近年永田広志が、その『日本唯物論史』のなかでふれ、さらに昭和23年、小泉信三が解題を付して覆刻するまでは、知られることが少なかった。しかし福沢自身は、明治17年1月16日付の、米國留学中の二人の子息、一太郎、捨次郎に宛てておくれたつぎの書簡から、この著作の内容にかなりの自信をもっていたことが窺われる。

「捨次郎は翻訳文を其地の雑誌に投じて十弗の報酬を得たるよし。父母の喜悅はは万金を得たるに優る。依て申付候儀有之、拙者の民情一新を差送候間、余業に之を訳し、追々に新聞紙へも投書の後、シモンズ氏へ謀り、之を米國にて出版しては如何と存候。是れ第一は外国人をして日本国の事情を知らしめ、第二は日本学士の思想を示し、又第三には日本人が書を著はすに日本国の看客のみを当にせずして外国人の所謂に訴るとあれば、不文なる日本人も次第に学問を重んずるの心を生ずべきやに存ずればなり。畢竟其地の都合次第なれ共、民情一新一冊は試に今差送候間、如何様にも取計可被申候。」

(3) 『民情一新』(『全集』第五巻)、14～15頁。

(4) 前掲、15頁。

ど世に為す可きものなくして人事を虚無にするより外に術なきが如くなれども、今の世界の文明は其年齢甚だ若くして其事甚だ未熟なり、真実に小児の如きものなれば、此小児の有様に從て進むの⁽⁵⁾一法あるのみ。

福沢は、自由民権運動をもって、「畢竟彼の想像社会を唯心に想出するのみに非ずして、時としては事に行はんとするの念を發し、或は實に之を行はんと企て、之が為に其言行往々迂闊なるもの⁽⁶⁾あればなり」として、草創期の民権運動に水を差しているが、これは、その運動のなかに反体制的な要因を認めたからにはかならない。彼はこの運動の淵源にさかのぼり、緒言においてつぎのようにのべていることは重要である。すなわち、西洋諸国の文明開化の本質は人民交通の便、人類相互に交通往来するものとしての社会にあり、こうしたいわゆる交通便利および人間交際を基本とする文明社会をもたらしたのもこそ18世紀後半にはじまる産業革命であり、福沢の表現をかりれば、「蒸気船、蒸気車、電信、郵便、印刷の発明工夫」であった。これらの革命がヨーロッパ社会を「狼狽」させたのであった。ここで福沢の言うところの狼狽とは何であらうか。

西洋人は蒸気電信の発明に遭ふて正に狼狽するものなり。其狼狽は何ぞや。民情の変化に在るのみ。老人は少年の活潑にして其心事の早成に驚き、富人は貧者の不遜を憤り又一方には其思想の高上して往々言論に条理あるを見て之に感服し、政府は人民に苦情多くして飽くことを知らざるを憂ひ又一方には其氣力活潑にして共に国を守るに足るを見て之を喜び、喜ぶが如く憂るが如く感服するが如く、之を要するに唯正に狼狽するものより外ならず⁽⁷⁾。

新しい事態や現象の出現に驚き迷い且つ当惑する様を、民情変化の徴候に見出しているのは、蒸気機関をはじめとする革命的な技術進歩がこれを齎したものにほかならず、その結果として、労働者によるストライキの現象、革命的政治運動としての「チャルチズム」と「ソシヤリズム」の二主義の流行をウェークフィールドの『植民論』⁽⁸⁾のなかで、福沢は、その行きつくところ政治的な革命となって動乱を呼びおこすことを指摘している。

此景況を以て察すれば、今後教育の次第に分布するに随ひ正しく其割合に準じて貧賤の権理説も亦次第に分布し、教育に一步を進れば不平にも亦一分を増し、多々益増進して富貴の権柄⁽⁹⁾と其私有とを犯し遂には国安を害するに至る可し。亦危険ならずや。

まことにウェークフィールドの言を借りて、その胸中を吐露するかのよう一節である。明治12年の時点で、福沢の文明論をもって、当時その徴候をみせつつあった自由民権運動を切ろうとしたのが「民情一新」であるとすれば、その重要な論点はおよそつぎのようになるのではなからうか。

注(5) 前掲、17頁。

(6) 前掲、18頁。

(7) 前掲、8頁。

(8) イギリスの植民論者および実践者ウェークフィールド(Edward Gibbon Wakefield)の著作、A View of the Art of Colonization, London, 1849. のこと。

(9) 前掲、9頁。

福沢諭吉と国会開設運動

「文明・半開・野蛮」という図式を当時の全世界において適用すれば、いうまでもなくヨーロッパは文明社会があるが、しかしそれにもかかわらず、この文明諸国においても民情と政治状況および民度の差位もあって、近代的な産業的・政治的変革に耐えてもっとも安定的なのはイギリスであるというのが福沢の結論であって、これは、彼の長い期間にわたるイギリスの古典派経済学や功利主義思想の研究やその制度文物への信頼の結果として当然であろう。すなわち、政治的・経済的にもっとも安定的なイギリスを中心に、民心の不安動揺によって絶えず革命の危機に悩まされるフランス、他方、専制的な君主政体が、人民を永久に奴隷化し、民衆の不満が昂まり、国の内外に苛酷な政治体制とおくれた社会状況にたいする批判がたかまるロシアを対置している。福沢は、自由民権運動がいままさにその火ぶたを切ろうとする直前にあたり、イギリス議会制度の仕組みを詳しく解説し、この国を範として、近代的デモクラシーがわが国に根づかせ、主権在民の政治を実現しようとしたのであった。この点について、さらに深く追求することにしよう。

(2)

「民情一新」が、福沢の政治思想を探る上できわめて重要な文書であることは、さきに指摘したところであるが、このことは、みずから自由民権運動の「火つけ人」を以て任ずる福沢が、門下生、箕浦勝人、藤田茂吉に命じてその説を二人の名目で発刊させた「国会論」を読めば、その事情は一層明白となろう。

この論文も福沢一流のいわゆる複眼的思考をもって貫かれ、わが国における国会の開催は、時期尚早であるとして慎慮の念を示しながら、しかしそれにもかかわらず、次第に機は熟するのは必然的な趨勢であるならば、これに対して周到且つ綿密に準備することの必要を訴え、その際、イギリス議会政治をもって理想として掲げていることに注目しよう。興味深いことは、この「国会論」は、「民情一新」とまったく同じ時期、すなわち明治12年8月に出版され、内容的にも深い因果関係をもち、前者の足らぬところを後者が補う観を呈し、同じく福沢の著作でありながら師匠の説を門下生が借りて、大衆に普及させ啓蒙するという体裁をとっている。

十章から成る全体を考察するに、第四章までは国会の時期尚早なる所以をまず明らかにしている。明治12年の時点において、国会の開催は何故に時期尚早であるか。第一に、「我人民知徳の度を察するに、概して未だ高尚の域に至らずして自主自治の気風に乏しく、百千年来人に依頼して人の制御を受け、所謂政治之思想無きものなれば、国の政権に寄与するが如きは此輩の知る所に非ず、又欲する所に非ず⁽¹⁰⁾」という。要するに独立自尊の精神に乏しく、政治意識が低いということになるが、これとならんで福沢がもっとも警戒したのは、立身出世の途から疎外され、その志を延べんとして

注(10)「国会論」、『全集』第五巻、67頁。

その路を閉された不平士族が、その鬱積した不満を発散させる結果、勢い民権運動たるものが不満分子の運動の有様を呈するという。このような運動が効を奏することは少なく、その例をフランス革命に求めている。

若夫れ斯くの如くんば、到底国会を開く時は今尚早し、須く人民知徳の発達を待たざるべからず、其之を待つ間に漸次其準備を整へざるべからず。試みに看よ。夫の仏蘭西の騒乱は、過激の党派、国会を急にしたるが為めに、其禍は竟に国王を弑するに至りて、嘗て微効を奏せず、却て臭名を天下後世に遺したるに⁽¹¹⁾あらずや。

ここにみられる福沢のフランス革命認識は、今は客観的に正しいということとはできない。ただ、ジャコバン派に代表される極左派が、却って反革命を誘発し、ナポレオン一世の帝制の独裁政治を登場させ、立憲政治としては失敗に帰したという視点では、みるべきものも持っている。時期尚早論の根底には、人民に独立の気力乏しく、しばしば運動が立身栄達の機会を逸した不平不満の徒によって牛耳られ易いという明治初年の社会政治状況の洞察があった。だが福沢は、民権論が不平分子によって本来の方向から逸脱することの危険は充分に感じながらも、これを頑固に排撃することを戒め、「然れども又其不平の原因、其政権参与の一点に止らずして、或は一身貧困の為めなるものもあらん、或は名誉を博せんと欲するが為めなるものもあるべしと雖も、其内実の如何に係はらず、各其公然唱ふる所は則正々堂々たる民権論なれば、之を咎るの道ある可らず。仮令民権論者中に真偽の別あるも、一切之を擯斥するの理あらんや」とのべているのは面白い。

不平士族に民権運動が担われることを批判し、人民独立の気風に乏しい一般的風潮のなかに時期尚早を主張しながらも、福沢はやはり、その相対的な思考をもって彼の柔軟な思想を裏打ちすることを忘れなかった。「若し吾論説に反対して之を駁したりとて、憤然として之を怒り、一切万事之を敵視して相対したらんには、天下古今の学士論者は殆んど身外一友なきに至らん。非の字、決して悪むに⁽¹²⁾足らざるなり」。このようにのべて福沢は、次第に時期尚早論から国会開設論へ移行し、その準備のために何が必要であるかを説くのである。

論者は又、今日世上の民権家を集めて国会を開き、此流の人をして社会の表面に立つを得せしめんたらんには、傲慢過激を事として温良柔順の風を破るべしとして、深く之を憂ふるが如くなれども、是亦憂ふるに足らざるの憂のみ、之を憂て到底救ふ可らざるの憂のみ。凡そ物、一利あれば又随て一弊あるは、吾党の弁を俟たずして論者の知る所ならん。⁽¹³⁾

民権論者は必ずしも傲慢なのではない。傲慢過激な者はその一部分であり、一部の論を以て全面の標準とすることはできないというのである。しかしそれにもかかわらず、なお国会開設に逡巡躊躇

注(11) 前掲, 68頁。

(12) 前掲, 73頁。

(13) 前掲, 74頁。

福沢諭吉と国会開設運動

踏する所以は何であろうか。どのような議会制度をモデルとして設定するか。実にこの点についての疑惑であり、もしヨーロッパ諸国を模倣するにしても、わが国独自の事情を考えなければならない。この場合福沢の発想は、国会開設について、つぎの二面性をもつ。すなわち、維新以来、長足の進歩をとげた日本の文明社会が標準として学ぶべきものは、幕末期、わが国の開国時の西欧ではなく、すでに開明の段階に入った日本が取捨選択して進むことが必要で、その意味で維新政府を有司専制の政府とみるべきではなく、国会は成立していないにせよ、一種の合議制が存在しているにも等しいとする。

夫れ、斯くの如く政権は門閥に帰せず、旧藩主人復た顔色なく、文武の柄を挙て之を一政府の下に集め、広く会議を興し万機公論に決し、以て天皇陛下の統御を迎ぐに至れり。故に維新以来の当路者は取りも直さず此会議中の人にして、其施政は即ち此公論に由て施したるものなり。仮令其身分は旧時の陪臣にして門閥の榮なきも毫も妨ぐる所なきは、即ち会議公論に門閥⁽¹⁴⁾を要せざればなり。

国会開設は必要ではあるが、その素地はすでに維新政府によって整えられている。従って民権運動とはこの政府を転覆する方向をとるべきではなく、急速に定着しつつある文明開化の趨勢に掉さすものでなければならない。「我国既に会議公論の霜を履み、門閥の主義を廃して事実⁽¹⁵⁾に妨なきを見たり、国会の堅氷至るも亦自然の勢にあらずや。其勢は恰も弾丸の砲口を離たるが如く、着弾の点定りて変ず可らず。何者の呆漢ぞ、其弾丸の中止を祈る、惑へるも亦甚し矣」。

福沢の明治政府にたいする姿勢は、明治12年ということもあり、きわめて穏かで、後にみる秋霜烈日を想わせる政府批判とはまことに対照的で、楽観的でさえある。おそらくその胸中には、『学問のすゝめ』や『文明論之概略』によって教育された政府の開明的政策にたいする信頼が感じられるが、とりわけ、もし将来国会が開かれるとした場合、その議会制度は、イギリスの立憲君主制であるべきことを確信し、またその必然性を予め想定していた。しかし実際に成立した帝国憲法は、立憲君主制とはいえ、ドイツの国憲主義に基づく欽定憲法であり、福沢の理想とする「君臨すれども統治せず」とする主権在民を否定したものであった。

しかしこのことははるか後の事に属する。明治10年代の初頭、自由民権運動がいままさに澎湃としておこらんとしていた当時⁽¹⁵⁾にあっては、フランス流の、福沢の眼をもってすれば異常に過激にして危険な民権論に對置して、イギリスの議会政治を大衆に説得し、啓蒙することによって、日本の政治に方向づけを与えなければならなかった。『民情一新』は、その意味で、福沢の日本における議会主義についての識見を吐露したものと⁽¹⁵⁾して、この「国会論」と一対を成すものと言っても過言ではない。

注(14) 前掲, 80頁。

(15) 前掲, 80頁。

二人の門下生によって師の説を祖述する形で発表された「国会論」は、実はイギリス・デモクラシー礼讃の一篇であり、注目すべきことは、英国の立憲君主制を紹介するなかで、フランスおよびロシアの制度を批判し、天皇制を戴く日本としては、イギリスこそその範とするに足りるという。

英国に政治の党派二流あり。一を守旧と云ひ一を改進と称し、常に相對時して相容れざるが如くなれども、守旧必ずしも頑陋ならず、改進必ずしも粗暴ならず、唯古來の遺風に由て人民中自ら所見の異なる者ありて雙方に分るゝのみ。此人民の中より人物を撰挙して国事を議す、之を国会と云ふ。……故に国会は兩派政黨の名代人を會するの場所にして、一事一議大抵皆所見を異にして、之を決するには多数を以てす。内閣の諸大臣も固より此兩派の孰れにか属するは無論、殊に執権の太政大臣たる者は必ず一派の首領なるが故に、此の党派の議論に権を得れば、其首領は乃ち政府の全権を握て党派の人物も皆隨て貴要の地位を占め、国会多数の人と共に国事を議決して之を施行するに妨あることなし。⁽¹⁶⁾

イギリスの議會制度は、保守も革新も、「其制の長袖か筒袖かに於て固より相同じと雖ども、唯縫裁の時様のみを異にする者の如し」として、ロシア王室と虚無党との対立、あるいは旧幕時代の攘夷家と開国家との対立とは全く次元を異にしていると指摘している。しかも福沢の英国の制度への一種云い尽し難い憧憬は、その民主的諸制度と王室が調和して、自由や改革が国王の存在と矛盾せず、独特の個性と雰囲気とを漂わせて国民の信頼を得ていることであった。

以上所記に従へば、英国の政府を改革するも又諸大臣を黜陟^{ちつちよく}するも、其権柄は全く人民に属して、国王は有れども無きが如く之を蔑視して顧る者なきやと尋るに、決して然らず。王室を尊崇するは英国一種の風にして、仮令如何なる自由党の劇論家にも公然として王室の尊威を攻撃する者なし。啻に公然ならざるのみならず、其本心の私に於て然るものゝ如し。蓋し英人の気象は古風を体にして進取の用を逞ふする者と云ふ可し。或は其度量寛大にしてよく物を容るゝ者と云ふも可なり。彼の仏蘭西其他の人民が自由の改革と云へば、直に国王を目的として之を攻撃し、王室恢復と云へば直に人民の自由を妨げんとするが如きものに比すれば、同年の論に非ず。⁽¹⁷⁾

福沢がイギリスの制度を理想として、日本を「東洋の英国」たらしめようとしたことは疑いえない。その論調は、かの政変の年、明治14年の「時事小言」に至って、ますます鮮明なものとなるのである。

「時事小言緒言」において、維新以来日本の政治動向について感慨をのべているなかに、民権運動にたいする世上一般の無理解を嘆じつつあった頃を回想し、いまようやく民権運動が本格的にその緒についたことを歓迎しながらも、同時に警告の意味もこめて、つぎのように書いている。

注(16) 前掲、86～87頁。

(17) 前掲、89～90頁。

福沢諭吉と国会開設運動

復古とは鎌倉以前王代の古政に復することと想像したりしにや、大義名分、普天率土、政教一途云々等の議論世間に流行して、^{たが}菅に政機当局の人のみならず、世の耳目たる可き学者論客に至るまでも、其流行に流されて嘗て自己の主義を唱る者なく、輿論の風に吹かれて名利の海に浮沈し、民権等の談に至ては挙世一人として之に耳を傾る者あらざりき。

以上のように維新当時を述懐した後、

当時記者は誠に望洋の歎を為し、逆も我主義に応ずる者はなきことと、或は一度は覚悟したる程の次第なりしかども、国歩の進歩は亦意外のものにて、日新教育の影響、近年に至ては民権の議論漸く盛にして、殆ど普通の常談たるが如し。今日其学者論客を見るに、数年間に少年の成長して大人たる者なり、前年の輿論を脱して今の新主義に移りたる者なり。恰も一人にして二生あるが如し。⁽¹⁸⁾

しかし福沢の憂慮は、民権論の伸張は歓喜して迎えるとしても、これが行き過ぎて国権論を凌ぐことであった。すでに福沢は、『通俗民権論』および『通国権論』を著して、国民国家論的な観点から両者の関連を追求している。

記者は固より民権の敵に非ず、其大に欲する所なれども、民権の伸暢は唯国会開設の一挙にして足る可し。……然りと雖ども国会の一挙以て民権の伸暢を企望し、果して之を伸暢し得るに至て、其これを伸暢する国柄は如何なるものにして満足す可きや。民権伸暢するを得たり、甚だ愉快にして安堵したらんと雖ども、外面より国権を压制するものあり、甚だ愉快ならず。⁽¹⁹⁾

福沢の主張は、国権の伸張をもって民権の基礎と考えるナショナル＝リベラルの観点であり、国権と民権との調和のなかで国会開設を考えようとするものであった。国民国家日本のために当面さし迫って必要なことは、第二篇政権之事一附国会論の冒頭に、「第一政務の権力を強大にして護国の基礎を立ること、第二この大義を実際に施行するが為めに国庫を豊にすること、第三全国資力の源を深くするが為に農工商を奨励保護して殖産の道を使ならしむること⁽²⁰⁾」とのべているように、要するに国権の拡張、国家財政の確立および殖産興業であると考えた福沢は、国会開設運動とはこれらの諸目的に整合的でなければならなかった。いうまでもなく、第一は、彼も主張するように軍備の増強によって達成されたとしたが、国家財政の基礎の確立については、やがて松方デフレ政策の強行となってあらわれ、殖産興業については、前田正名の活動に象徴される全国的な規模での産業調査および産業政策の提示によってその端緒が開かれ、日本資本主義は、実質的に資本の本源的蓄積の時代に入る。

福沢の主張はまことに、ドラスティックに進展を遂げようとするこのような経済政策を裏打ちするものの如く、これにたいして攻撃的に立ち向う自由民権運動にたいして仮借ない批判の態度を維

注(18) 「時事小言」、『全集』第五巻、97～98頁。

(19) 前掲、第五巻、98頁。

(20) 前掲、119頁。

持した。国会開設がすでに準備段階に入ったことは自由民権論者とともに意見を同じくするが、但し民権拡張の名において租税の軽減を民衆に訴え、あるいは政治の衝に当る者にたいし、有司専制あるいは藩閥政治と非難する風潮にたいしては、きびしい態度をもって臨んだのである。

全体の気風を論ずれば、今の政談論者の本色は只管^{ひたすら}政府の権力を退縮せしむるに汲々として止まざる者と云はざるを得ず。又論者は頻りに人民の利益を謀るものなりと自から称して、租税は寛ならんことを欲し民費は少なからんことを希ひ、年来政府が税法を弛めて為に論者の譏を招きたることなく、又論者が新に収税の法を工夫して増税の事に論及したることなく、結局其旨とする所は益租税を薄くして斯民を休養するの一点に在るが如くして、人民も亦自家の勝手より此旨を信じて疑はざることならん。⁽²¹⁾

民権論者が人心を運動にひきつけようとして租税軽減を公約するかの如き言動にたいして、もし国会が開かれた場合、その対策は一体どうなるのか。福沢は問題を提起している。財政窮乏の状態にある国庫を充実させるには、(一)内国債を募るか、それとも(二)外国に金を借用するか、そのいずれかである以上、国会が開かれたからといってそれらの問題が解決されるものか。

尚甚しきの極は、国会開設の遊説者が民間に開設の便利を説諭する其便利の一箇条に、国会果して開くときは或は現今の租税も尚一層の寛大を致す可しとて、人間の私情に依頼して民心を動かす者あるに至る。其遊説者は遊説を以て事とする者なるか故に、一時の方便に此説諭の策を用る者なりとして之を許すも、苟も憂国の士君子を以て自から居る学者論客が、其民心の動揺を見て某地方には幾万の有志者あり、其志は云々、其団結は云々として、暗に之を奨励して自から欣喜の顔色を開くが如きは、誠に憐むに堪へたり。……^{さき}囊に減租の夢を妄想せしめたる其人民の名代と為りて、改めて増租のことを議する歟、……民事は戯に非ず。⁽²²⁾

福沢は、日本の資本主義国家としての成長を通じてこそ、その近代化が可能であることを確信するが故に、そのために必要な政治的・経済的過程が、たとえいかに苛酷且つ辛酸にみちみちたものであっても忍ばなければならぬと考えたのである。そのためには、西欧列強に伍して、その国際的地位の向上に奮闘し、近代化の路線を推進する明治政権が、悪名高き藩閥政権であったとしても、ここにはまた歴史的必然性が伏在し、必ずしも不条理且つ不公平ということはできないという。この点についての彼の発言は、きわめて果断にして勇氣ある発言というべきであろう。これはまたみずから政府に仕えることを潔しとせず、民間にあって独自の立場に立ち、人民を啓蒙しつつある独立自尊の人にしてはじめて可能であったろう。

二百年外の眼を以て今の有様を見れば、維新の功臣が維新の政府に立ち、全権を以て国事を専にするも固より理の当然にして、日本國中誰れか一句の否の字を云はん。今の所謂在野の有

注(21) 前掲、124頁。

(22) 前掲、125頁。

福沢諭吉と国会開設運動

士にして参政の権を得んと欲する人物とは抑も何ものぞ。維新有功の人にして偶ま路に当るを得ず、退て不平を鳴らして政治の一部分に参与せんと欲するが如き者あらば、不平ながらも自から男兒の不平にして其理由ありと雖ども、願て其他を見よ。十三年前酸風苦雨の其時には国事に就て毫も痛痒を覚へず、恬として呉越の観を為すもの、天下の農商、皆是なり。平民は姑く擱き士族以上の輩に於ても、首鼠両端に非ざれば即ち袖手傍観、見なく識なく、漫に新改を怨て人の事を妨げ、以て一時の快と為す者あり。或は自から強弱を揣らずして試に王師に抵抗したるも、其終局は降伏謝罪のみ。風雨既に取り事物漸く緒に就くに及て、厚顔にも是等の輩が新政府の下に奔走して名利を求め、意気揚々として恰も他人の盛宴に伴食して得色ある者の如し。何ぞ夫れ不廉恥の甚しきや。或は其名利を求めて得ざるものあれば則ち怨望す。何ぞ夫れ不条理の甚しきや。⁽²³⁾

これは、明治政権をもって、有司専制と非難し、薩長藩閥政権打倒を唱える民権論者にとっては聞き捨てならぬ文言であろう。『西洋事情』によってヨーロッパ開眼、そして『学問のすゝめ』や『文明論之概略』を読んで感激した世代にとっては、福沢の思想転換すなわち民権論から国権論への移行、いやそれどころか、自由民権への裏切りと感じられたのも理解できる。だが歴史的洞察と現実把握において、同時代人のなかでもっとも鋭敏であった福沢は、自由民権運動にたいし冷やかな眼をもって眺め、時代の遷り変りのなかで事の本質を見極めようとする人であった。「人事に於て最も有力にして敵す可らざるものは、其時の勢と歳月の経過と此二者なり」。⁽²⁴⁾「歳月の経過するに従て時勢の変遷するは人のよく知る所にして、人の口にも常に言ふ所なれども、唯時勢の変遷とのみにては恰も無形の働にして漠然たるが故に、爰に其実況を説かん。抑も変遷とは天下の人心新説に遷ることなり、新説に遷るとは旧套を忘るゝことなり」⁽²⁵⁾という一節にみられるように、福沢は、幕末から明治にかけての時勢の遷り変りを達観し、現在の藩閥政府は、藩閥なるが故に退くべきであるという民権論者の道義論にたいして、藩閥政権が成立し存続するには、それ相当の理由があることを主張する冷徹かつ保守的な現実認識を対置した。

福沢は維新を迎えた時点で、人々の年齢およびそこでの社会体験の差異を強調し、明治維新の意義は、福沢の同時代人、しばしば「天保の老人」と称された世代にしてはじめて理解しうるものであると考えたことに注意すべきであろう。

昔織田豊臣徳川等の交代したる時には、政府こそ交代したれども社会の組織は同一の筆法を存して、恰も現在の事物を鏡にして先代を写すが故に、旧を忘るゝこと甚だ難しと雖ども、今の日本には封建の時代を写す可き明鏡有るなし、旧を懐はんとして懐ふに由なきものなり。然

注 (23) 前掲、132～133頁。

(24) 前掲、133頁。

(25) 前掲、134頁。

るにこの少年の教育は昔に倍して注意を加へ、才力の発達決して晩からず。旧を知らずして新を知る、今後黙止する者に非ざるなり。又弱冠を超て三十歳前後の輩にても、維新の時には僅に十六、七の少年にして、固より其事に参らざるのみならず、其事を目撃して其情を解すること能はざりし者なり。故に維新の事情は今日三十三、四歳以上の者にして始めて之を知り、彼の強藩有功の有様をも了解することなれども、今の社会の表面に立つ者は必ずしも此年齢の人のみに非ずして、三十以下の後進生に人物甚だ乏しからず。⁽²⁶⁾……

これを要するに、明治維新の本性、すなわち藩閥政権登場の由来は、天保生まれの老人にしてはじめて理解しうるところであつて、「今にして黄口の小児輩が喋々世事を語るも、誠に齒牙に留らず」という次第であつた。自由民権論者にとっては、有司専制は蛇蝎視すべきものであつたとしても、福沢は、そのようには考えず、彼らは時勢の変遷のなかで、内国の安寧のため、また国権の伸張のために奮闘する政府であつた。

其次第は、誠に今の政府に在る人物をみよ、決して守旧因循の人に非ず、門閥の子に非ず、深宮に養はれたる軟弱的に非ず。今を去ること十数年、天下有志の士人が、徳川政府の頑陋不断を憤て之を顛覆せんことを企て、各自から志を決して凡そ人間の危険一として犯さざるはなし。薩人は英人を殺して、翌年は其軍艦と鹿児島港に戦ひ、長人は幕府に攘斥せられたるを怒り、僅に数百の人数を以て諸藩兵の充塞する京師に討入る等、其勇決敢行、世間の耳目を驚かすに足るもの多し。……其当局者の身に於ては国事の為に私心を去り、固より必死の覚悟にして万に一も生を期したることに非ず、一身の生命を視ること土芥の如くなるものと云ふ可し。守旧家でもなければ因循姑息の人でもなく、むしろ守旧因循の敵であればこそ、廢藩置県をはじめ、徴兵令の制定、地租改正など政策を果敢に遂行し得たのであつて、その有様は豪胆剛毅というべきであり、たとえ国会が開かれたにしても、「我輩の所見にては、其開設の後とて、悉皆今の在政府の人物を除て、更に新に良政府の出現す可きとも思はれず⁽²⁷⁾」という。

明治14年の直前に時期にあたり、あたかも、この年の1月、井上馨を訪問、新聞発行引受けのことを断つたところ、政府は国会開設の用意のあることを打ち明けられた結果、政府を支持し、協力を決意し、約束した時期にあつている。それかあかぬか、福沢の政府にたいする態度は甘い。やがて14年の政変によって福沢は、伊藤、井上等に根強い不信感をうえつけられるのであるが、しかしそれにもかかわらず、藩閥政府にたいする評価の点では変らなかつた。

明治15年5月17日号から6月17日号までに、書き綴られて『時事新報』に掲載された「藩閥寡人政府論」は、さきに指摘した藩閥政府論の評価と一致するものであつた。「民権論者が寡人政府の士人を政治社外に逐はんとするは策の得たるものに非ず革命の勲功は容易に抹殺す可きものに非ざ

注(26) 前掲、135～136頁。

(27) 前掲、139頁。

福沢諭吉と国会開設運動

るなり」と題する第九章の如きは、その見解をもっとも鮮明に物語ったものといえよう。これは、何よりも彼が官民調和論を唱えはじめたことと無関係ではない。明治十五年四月発行の「時事大勢論」のなかで、その立場を明白にしている。

民権運動の活発化に象徴される明治の社会の急湍に臨んで、福沢はこのような趨勢到来の誘因を、第一、府県令の開設、第二に廃藩置県、地租改正、そして第三に学校生徒の教育卒業に帰している。明治23年を期して国会開設のことが政府によって宣言され、「十年を出でずして必ず開設と頼よに大詔の下りたるに、民情の不平なるは実に不審に堪へず。左れば此不平は国会の開否如何に拘はらずして別に原因あるもの歟、⁽²⁸⁾ 氣運の然らしむる所と云ふべきのみ」。氣運あるいは時勢というものは、個人の力によって如何ともすべからざるものであるという認識の下で、福沢のもっとも恐れたのは、官民の間の対立が激化することであった。「官民調和せずして、政党は頻りに起り、実際に国会の開設は期限既に定りて之を動かす可からず。其不調和のままに任げて之を聞くに至り、開後の政府は誰れの手に落つる歟。固より多数の決する所なれば、今より測る可からずと雖ども、或は今の在朝の政党ならん歟。在野の政党は之を攻撃すること今よりも一層の甚だしきを加ふることならん」⁽²⁹⁾。收拾すべからざる混乱、福沢が憂慮したのはまさにこのことであり、これを救う途はたゞひとつ、官民調和論であると考えたのである。それでは一体、福沢は、わが国の将来にどのような政治の展望を構想したのであろうか。結論を先に云えば、イギリス議会政治を模範とする立憲君主制であった。その抱懐する議会政治思想をもっとも簡潔にしかも明快に吐露したものは、明治15年5月の「帝室論」であった。

明治15年4月26日から5月11日まで12回にわたって『時事新報』社説として発表したのが、ここでは、「福沢諭吉立案／中上川彦次郎筆記」となっているが、内容はあくまでも福沢のものである。やがて明治21年、国会開催の直前「尊王論」が発表されるが、議会政治と皇室との関係が、より具体的になってはいるが、イギリス的な立憲君主制を讚美し、わが国会のあるべき姿をそこに求めている点では、「帝室論」における論旨と全く変るところがない。それでも福沢のこの希望は満たされたであろうか。

(3)

明治18年12月22日、太政官達第69号により、従来の太政官制度は廃止され、新たに内閣制度が創設された。内閣総理大臣及び、宮内、外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の各大臣が置かれ、同日、内閣総理大臣および各省大臣が任命され、第一次伊藤内閣が発足した。

注(28) 「時事大勢論」、『全集』第五卷、244頁。

(29) 「国会論」、『全集』第五卷、252頁。

ここに愈々明治の日本は、議会政治制度の確立に向かつての歩みを開始することとなったのである。国会開設とならんで政府は、地方政治の制度化にも熱意を示し、同年1月24日、内務大臣山県有朋は、地方制度の整備によって地方自治制を推進かつ実施すべく、市制・町村制が公布され、同23年5月には府県制・郡制が公布された。

以上の措置は、福沢は勿論賛成するところであった。すでに「分権論」において、中央集権的な政治権力機構によって国家権力を強化するよりも、政治的機能を地方に分散させることの必要を力説していた福沢にとっては、地方自治制の整備は、歓迎するところであって、「時事大勢論」のなかのつぎの一節は、味わうべき興味深い内容を秘めている。

然るに兵乱収束の後(ここでは西南戦争後という意味……引用者注)、明治十一年府県会の令を発して、翌十二年の春、全国各府県同時に人民の議会を開たり。之を民情一変の期限とす。抑も府県会の開設は、決して人民より促がしたるものに非ず、政府に於ても亦これに促がされたる積りに非ず、唯施政の都合に民議を利用せんとするまでの廟算なりしと云ふ。⁽³⁰⁾

民主的な議会制度をつくろうというのではなく、国政の便宜上これを設けたにすぎない。ところがこれが民衆の政治的レベルをひき上げるのに役立ち、国会開設運動に油を注ぐ結果となった。

然るに其成跡をみれば大いに所期に異にして、開会の一挙以て人民の耳目を開て、始めて政権の真味を嘗るの機会たりしは、其然るを因て然るものに非ず、信に偶然の事変と云ふべきものなり。従前は府県の小吏に逢ふても仰ぎ見るを得ざりし農民商賈の輩が、今は巍々たる会堂に列坐して地方税の事を議し、費目の多寡を討論して、定めて一府一県の法と為るときは、府知事県令も容易に之を左右するを得ず。……府県会は恰も国民政権の思想を教導するの学校にして、然かも全国の各校同時に開業して同一の教則を設け、新聞郵書以て互に消息を通じ、広く報告書に公布して、三千四百万の耳目、同時に之を聞見することなれば、先を争ふの人情、尚一步を進めて国会の開設を希望するも亦当然の勢なりと云はざるを得ず。⁽³¹⁾

このような民衆運動の盛り上りに恐慌を來たした政府は、条約改正の問題を契機として、「地租軽減」、「言論の自由」および「外交の回復」を要求する運動、いわゆる「三大建白運動」がおこったのに乗じ、同年12月25日、保安条令を制定した。福沢もみずからこの条令の対象とすることを極度に警戒したことは知られているが、⁽³²⁾これによれば、「皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内乱ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ……退去ヲ命シ三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁ズルコトヲ得」というもので、明治政権は、いよいよその本性を露わにしたものといえる。明治政権は、日本の国家体制を、イギリス的な立憲君主制とするよりは、伊藤博文が、ロレンツ・フォン・シュタインの示唆によって、プ

注(30) 「時事大勢論」、『全集』第五巻、238～239頁。

(31) 前掲、239頁。

(32) これについては、『福翁自伝』(全集第七巻、246頁以下)を参照。

福沢諭吉と国会開設運動

ロイセン的な絶対主義的憲法をもつ国家を理想としてもっていたものに帰したことは明らかで、福沢の思想はいまや権力によって危険視され、排斥される段階となった。それはすでに教育制度の上にあられていた。

明治19年3月2日、帝国大学令が、「国家の須要ニ応ズル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スル」ことを目的として公布され、帝国大学は、大学院と法・医・工・文・理の各分科大学をもって構成され、同時に翌21年、第一回文官高等試験が初めて実施され、9名の合格者が決定し、爾来、高級官僚への途は、帝国大学出身者によってほとんど独占される状態となった。そしてこの年若いアジアではじめての官僚国家は、その精神的基礎をより強固ならしめるため、明治23年10月30日、井上毅、元田永孚らが起草し、山県有朋と芳川正顕文相が検討を加えた「徳教ニ関スル勅語案」は、山県内閣の下で、「教育ニ関スル勅語」として発布された。国民のすべての権利・義務を、天皇を頂点とする絶対主義の国家観に従属させようとする伊藤博文等の体制が、たとえ立憲君主制と僭称したとしても、福沢の理想とするイギリス的なものとはまったく異質であったことは当然で、このような観点からすれば、福沢の皇室論は、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」という明治憲法第一条の規定のもつ天皇制そのものの神格化とはいちじるしく背馳するものであり、この事実からして、福沢の思想は、日本の絶対主義的憲法体制を真向から否定する危険なものとなった。実にこの福沢の立憲思想こそ、後に大正デモクラシー期、吉野作造の民本主義に継承され、また美濃部達吉の天皇機関説につらなる系譜をつくり出したといっても過言ではない。福沢は、明治15年5月、福沢諭吉立案、中上川彦次郎筆記として『帝室論』と題する著作を発刊した。これは、同年4月26日から5月11日まで、12回にわたって、『時事新報』に社説として発表したものを一冊にまとめたもので、明治14年10月、国会開設のことが公けにされて以来、自由改進黨、あるいは保守々旧と云い、政権の受授を争う諸派の動きが活潑化するという状勢のなかで、「帝室は恰も政治社会の塵埃中に陥りて、其無上の尊嚴を害して、其無比の神聖を損するなきを期す可らず⁽³³⁾」という不安の情を濃くしていった。福沢は、イギリス流の立憲君主制をもって最善の政治形態とし、「君臨すれども統治せず」という理想を力説してやまなかつたのである。

世に皇学者流なるものありて、常に帝室を尊崇して其主義を守り、終始一の如くにして畢生其守る所を改めざるの節操は、我輩の深く感心する所なれども、又一方より其弊を挙げば、帝室を尊崇するの余りに社会の百事を挙て之に帰し、政治の細事に至るまでも一処に之を執らんことを祈る其有様は、孝子が父母を敬愛するの余りに、百般の家政を父母に任して細事に当らしめ、却て家君の体面を失はしむるに異ならず⁽³⁴⁾。

帝室をして政治の衝に当らしめるのでなければ、その存在意義を疑わしめるという意見がある

注 (33) 上掲、263頁。

(34) 前掲、263頁。

れども、福沢はこれにたいしてきびしく批判する。「抑も一国の政治は甚だ殺風景なるものにして、唯法律公布等の白文を制して之を人民に頒布し、其約束に従ふ者は之を赦し、従はざる者は之を罰するのみ」。⁽³⁵⁾「帝室は直接に万機に当らずして、万機を統べ給う者なり」というように、天皇を政治の実践より切り離し、象徴的存在たらしめようとしたことは明らかである。このような姿勢は、皇室をないがしろにするものではないかという批判に答えてつぎのように言う。

人或は我帝室の政治社外に在るを見て虚器を擁するものなりと疑ふ者なきを期す可らずと雖ども、前にも云へる如く、帝室は直接に万機に当らずして万機を統べ給ふ者なり。直接に国民の形体に触れずして其精神を収攬し給ふものなり。専制独裁の政体にては、君上親から万機に当て直に民の形体に接するものなりと雖ども、立憲国会の政府に於ては、其政府なる者は、唯全国形体の秩序を維持するのみにして、精神の集点を欠くが故に、帝室に依頼すること必要なり。人生の精神と形体と孰れか重きや。精神は形体の帥なり。帝室は其帥を制する者にして、兼て又其形体をも統べ給ふものなれば、⁽³⁶⁾焉^{いづくん}そ之を虚位と云ふ可けんや。

「万機に当らずして万機を統べ給ふ」とは、これまさしく「君臨すれども統治せず」の思想であり、立憲君主制の精神であった。しかし福沢が、天皇制を、イギリスにみるような近代的な立憲君主制のなかに位置づけようとしたのは、いまひとつ重要な理由があった。それは軍人社会との関係である。政党が軍隊と結びついて政権を掌握しようとする、いわゆるクーデタがおこった場合、議会政治は崩壊するが、不党不偏の皇室があれば、これを未然に防ぐことができるという。

然るに爰に恐る可きは、政党の一方が兵力に依頼して兵士が之に左袒するの一事なり。国会の政党に兵力を貸すときは其危害実と言ふ可らず。仮令ひ全国人民の多数を得たる政党にても、其議員が議場に在るときに一小隊の兵を以て之を解散し又捕縛すること甚だ易し。……斯る事の次第なれば、今この軍人の心を収攬して其運動を制せんとするには、必ずしも帝室に依頼せざるを得ざるなり。⁽³⁷⁾

福沢は、軍人が議会の統制に服し、いわゆるシヴィリアン・コントロールを実現しうるのは、英国型立憲君主制のみであると信じていたが、その主張は、その後少しも変わらず、明治21年、議会開会直前の「尊王論」に至って、ますます明白な論調となった。

仮令へ事の実際に於て、帝室は政府に近しとするも、其政府は唯一時の政府にして職員の変更毎に施政の趣を改めざるを得ず。況んや近々国会を開けて次第に其体裁を成すときは、政府の改まるは毎々のこととなる可ければ、万年の帝室にして斯る不定の政府と密着するの理あらんや。……我輩の最も取らざる所なれば、帝室は断然、政治の外に独立して、無偏無党の地位

注(35) 前掲、264頁。

(36) 前掲、266～267頁。

(37) 前掲、268頁。

福沢諭吉と国会開設運動

に在らんこと、飽くまでも祈願する所なり。⁽³⁸⁾

政治の局から独立して、不党不偏の立場に立つこと、これこそ日本における立憲君主制の理想であると信じ、偏狭な愛国的尊王主義者にたいして、「如何なる事情に迫るも、帝室にして時の政府と譏誉を与にするが如きは、我輩の断じて取らざる所なり」と迫っているのである。⁽³⁹⁾

福沢は、未熟な日本の政治が、議会制民主主義を流産させ、軍事的冒険主義に走る危険を、このときにすでに予感していたのではなからうか。つぎの一文は、彼の悲愴な遺言のようにさえ筆者には聞こえる。

左れば、人は一代の人に非ず、誰れか死後を思はざる者あらんや。苟くも後世子孫を思ふて我日本社会の安寧を祈る者は、帝室の尊嚴神聖を我国の至宝として之に触るゝことなく、身の慾を忘れ心の機を静にし、今の社会の事相を觀察して、将来の世運を卜し、今日に全く無害なるも、百年の後に不安なりと思得たることあらば、決して之を等閑に附す可らず。鄙言、或は過慮なりとて、世の笑を取ることもあらんなれども、固より憚るに足らず。是非の定論は蓋し蓋棺の後に知る可し。⁽⁴⁰⁾

福沢の憂いは杞憂とはならなかった。昭和初頭、プロイセン絶対主義の政治を志向した日本は、軍国主義的ファシズムを選び、福沢の憂慮は、「過慮」ととどまらず、破滅への途を進んだ。

左れば、其政治社外に在るは、虚器を推するに非ず、天下を家にして其大器の柄を握る者と云ふ可し。若しも然らずして、日本国中唯政治と名くる一局部の一器あるのみと認め、其事に直接せざるを以て、虚器を擁するものなりと称し、其局部の虚を実にせんとて、動静不定の政府に密着し、之と共に運動を与にするが如きは、或は一時の盛観を呈することもあらんなれども、万年の長計にあらざるや明なり。

明治20年代、いわゆる欽定明治憲法発布ののち、日本の国家体制は、イギリスにみる立憲君主制に基づく議会主義よりもドイツの国憲主義に急速に傾き、福沢のあの輝かしかった『学問のすゝめ』や『文明論の概略』の明治初期近代化過程に果たした啓蒙的役割は忘却の彼方に押しやられ、いまや体制にとっては厭わしく呪わしいものになった観があった。天皇を政治社会の外部におき、政治責任を免がれしめ、立憲君主制を擁護しようとした福沢の思想は狂信的な愛国主義者や勤皇論者の攻撃的となり、出版の当初から物議の対象となったが、福沢の心境もまた複雑なものがあったろうと想像される。

日清戦争を前にしてショーヴィニズムの感情がたかまる中で、国権の強化や軍備拡大は福沢もまた大いに唱道するところであり、ともすれば、天皇の權威によって国論統一を急ぐあまり、天皇制

注(38)「尊王論」、『福沢諭吉選集』第六巻、岩波書店、1981年、158頁。

(39) 前掲、160～161頁。

(40) 前掲、164頁。

そのものに絶対主義的性格を付与される傾向となった。そのような風潮は、福沢の死後、ますますはげしくなったといっても過言ではない。この過程を考えると、福沢の帝室論および尊王論は、日本の民主主義の上で大きな歴史的意義をもつ。

〈追記〉 1986年3月、めでたく定年を迎えられ、慶應義塾を去られる中鉢正美教授にこの小論を捧げます。

顧みれば、35年の昔、中鉢さんにはじめてお会いしたのは、いまの103番教室での藤林敬三先生のゼミの席上であった。爾来、一世代以上もの年月が経って了ったが、この間、まことに温い友情を辱うし、また数々の御指導を賜ったことは感謝に耐えません。厚くお礼申し上げます。最近はすっかり健康になられ、新しい放送大学のお仕事に備えておられる由、後輩として心から喜んでおります。何卒お身体に充分御留意の上、一層の御活躍を祈ってやみません。

——1985年12月8日深更、44年前の太平洋戦争勃発の日を偲びつつ、鎌ヶ谷の寓居にて——
(経済学部教授)